



鳥取県公報

令和2年9月25日（金）
第9237号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（531）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出（532）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 2
	保安林の指定施業要件の変更予定（533）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3
◇ 正 誤	令和2年9月11日付鳥取県告示第505号中訂正・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第531号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第64回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
一般財団法人米子市文化財団	令和2年10月3日から同月12日まで
日南町	令和2年10月16日から同月25日まで
倉吉博物館協会	令和2年11月7日から同月23日まで

鳥取県告示第532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和2年9月1日

鳥取県告示第533号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町今在家字上小原905の2、赤松字紺屋山2122の3、字本村屋敷2145の3、長田字大新田357の2、字金田山1040の12、1040の13、1040の14、1040の50、東坪字東屋敷194の1、194の4、194の5、194の6、194の7、194の8、194の9、194の12、194の13、195の2、207、字的場336の2、343の2、343の3、343の4、343の5、343の6、343の7、御来屋字東屋敷1066、1071の1、字宮ノ上428の3、門前字下屋敷75、77、80、81、84、85、88の2、91、92、豊成字山王山531の1、531の2、字西後田477、名和字後谷470の2、字大下屋敷6、7、9の2、11、14の1、字山神平816、御崎字下モ山595の2、595の3、596の2

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和2年9月25日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 理事長 広田 一恭 環境プラント工業株式会社 代表取締役社長 河本 剛	米子市明治町105 米子市高島 130 - 1	米子市淀江町小波地内	埋蔵文化財発掘調査及び不燃物最終処分場の設置(土地改良事業の連絡道路建設)のため	5.3252ヘクタール	3.2733ヘクタール	2.8267ヘクタール	令和2年9月16日から令和9年3月31日まで	令和2年9月16日

正 誤

令和2年9月11日付鳥取県公報第9233号の鳥取県告示第505号(大規模小売店舗に関する変更事項の届出について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

行 下から3

誤 鳥取市正連寺109

正 鳥取市正蓮寺109